

1 業務停止命令の内容

令和5年12月29日から令和6年2月28日までの間、すべての営業所における、次に掲げる業務を除く業務の全部を停止することを命ずる。

- (1) 弁済の受領に関する業務（弁済に必要な文書等の交付に関する業務を含む。）
- (2) 訴訟又は調停に応ずる業務
- (3) 法務大臣が特に必要と認めた業務

2 業務改善命令の内容

業務の適正な運営を確保するため、速やかに以下の措置をとることを命ずる。

- (1) 法第5条第4号に規定する「常務に従事する取締役のうちその職務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有する弁護士」を速やかに選任すること。
- (2) 債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、取締役会及び監査役の機能を確保するための抜本的な方策を講ずるとともに、法令遵守体制（役職員が、法令を正しく理解し、確実に遵守することのできる体制）及び業務運営体制を構築すること。その際、特に次の点に留意すること。
 - ア 会社法（平成17年法律第86号）第318条第1項に規定する株主総会議事録の適正な作成・保存を行うこと。
 - イ 取締役会を適正に開催するとともに、会社法第369条第3項に規定する取締役会議事録の適正な作成・保存を行うこと。
 - ウ 債権管理回収業に関する会計処理を適正に行うこと。
 - エ 法第20条の規定に従い、債権管理回収業に関する特別措置法施行規則（平成11年法務省令第4号）第15条第1項に規定する帳簿書類の適正な作成・保存を行うこと。特に、同項第4号に規定する帳簿書類については、交渉過程の事後検証を可能にする観点から、その記録方法の見直しを図ること。
- (3) 上記(2)に関する改善措置の具体的内容及びその実施時期を明らかにした業務改善計画を発令日から1か月以内に提出し、以後、計画の実施が完了するまでの間、その実施状況を3か月ごとに報告すること。